

【千葉県】指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の手続きフロー図

実施時期	例※	手続き等の内容	県	事業所等	市町村
4 か月前	月末まで	9/30	①事業所等から市町村への事前相談 (事業相談シート等により相談)	○ → ○	
			②事業所等で事業相談シートの作成	○	
			③事業所等から県へ事業相談シートの提出 (ちば電子申請システムによる)	○ ← ○	
3 か月前	25日まで	10/25	④県による事業相談シートの確認 県から事業所等へ補正依頼	○ ↔ ○	
	25日から	10/25	⑤事業所等から県へ指定申請等の書類の提出	○ ← ○	
2 か月前	10日まで	11/10	⑥県から市町村へ事業所情報を通知	○ → ○	
	月末まで		⑦市町村から県へ指定等に係る意見書の提出	○ ← ○	
		11/30	⑧県による指定申請等の確認 県から事業所等へ補正依頼	○ ↔ ○	
1 か月前	月末まで	12/31	⑨県における審査 1日付けで指定・通知	○ → ○	
事業開始	1日	1/1		○	

※「例」は1月1日付け新規指定等を予定している場合の日程です。(事業開始を除き当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日です。)